

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	1	1-1	(1)	1)	①	項目等	質問	回答
1	3	1	1-1	(8)			本事業に要する費用	なお、資金調達は、選定事業者自ら実施することとし、第三者に対して本施設の所有権等を譲渡等することは認めないものとする。とあるが所有権「等」とあるが、所有権以外に想定しているものがあれば教示願います。	本事業に係る契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡等することはできません。 詳細は募集要項公表時に提示します。
2	10	2	2-1	(1)	5)		資料の閲覧	要求水準書(案)の閲覧資料の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望する者は、事前に「8-3問合せ先」に記載の問合せ先に連絡すること。とあるがHPに記載があるものと異なる文書でしょうか。	要求水準書(案)の目次の次頁に閲覧資料を明示しております。より詳細な情報が確認できますので、必要に応じてご活用ください。 資料1 事業予定地平面図(CADデータ) 資料2 事業予定地地盤調査報告書
3	15			(3)	1)		施設整備業務に係る資格要件	施設整備業務に係る資格要件に設計の要件がないように読みます。設計の要件はない認識でよろしいでしょうか。	施設整備業務について、要求水準書(案)では「設計業務」と「建設・工事監理業務」に区分しておりますが、事業者の都合により一括業務となる可能性も考慮し、資格要件では両業務を区分しておりません。そのため、施設整備業務に係る資格要件には設計業務も含まれているとご認識ください。

実施方針に関する意見への回答

No.	頁	1	1-1	(1)	1)	①	項目等	質問	回答
1	3	1	1-1	(8)	3)		賃貸借期間	賃貸借期間は50年未満とのことです、延長については協議できるものとして頂きたい。	行政財産の土地を貸付ける場合、用途指定や返還を担保する必要があるため、借地借家法第23条(事業用定期借地権等)による行政財産貸付契約を予定しております。そのため、期間は50年未満となり延長は不可となります。 なお、再契約については「事業者と協議する場合がある」から「協議できる」へ修正します。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	頁	第1編	1	1-1	(1)	①	(ア)	i )	項目等	質問	回答
1	○		5	1	5	5-1					その他	・エレベーターは物流施設の面積に算入しないとありますか、貨物用エレベーターのことでしょうか。	本事業関連するエレベータ全般が対象とお考えください。床面積への算入の詳細については、建築基準法に準拠するようご検討ください。
2	○		5	1	5	5-1					その他	・物流用の床面積にはトラックベースも含まれると考えてよろしいでしょうか。	トラックベースにかかる、床面積への算入の詳細については、建築基準法に準拠するようご検討ください。
3	○	5~14	1	5	5-1						施設の要求水準	・第1編_5_5-1及び第3編_1_1-10~1-17以外に施設の規模、仕様等の要求水準は無いと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書全般が対象となります。
4	○	12	3	1	1-14						構造計画	・耐震安全性の分類はⅢ（建築基準法と同等）と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書で示したとおりです。建築基準法等、関連する法令・要綱・基準等を満足する計画としてください。

要求水準書（案）に関する意見への回答

No.	本編	添付 資料	頁	第1編	1	1-1	(1)	①	(ア)	i )	項目等	意見	回答
1	○		7	2	1	1-4					統括管理業務責任者 の配置	統括管理業務責任者は、事業期間を通して、可能な限り同一の者を配置すること。とありますが、設計建設期間と維持管理運営期間を分けることは可能でしょうか。また、事業期間が50年と長期のため、10年単位等緩和を検討いただきたい。	統括管理業務責任者は、事業全体を総合的に把握・調整し事業が円滑に進むようマネジメントする役割であるため、事業期間を通して、可能な限り同一の責任者を配置することとしております。 なお、事業期間が長期であることを踏まえ、事業者の都合による変更を妨げるものではありません。